

「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画(案)」の修正に係る
新旧対照表

新旧対照表		掲載箇所	
当初案(旧)	修正案(新)	ページ	項目
●該当箇所抜粋 第4部 事業計画 1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制) 3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策 (提供体制) 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該 <u>当該</u> 教育・保育の推進に関する体制の確保 以下、(略)	●該当箇所抜粋 第4部 事業計画 1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制) 3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策 (提供体制) 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該__教育・保育の推進に関する体制の確保 以下、(略)	-	目次
国は、令和5年12月に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱は、少子化社会対策大綱、 <u>子ども</u> ・若者育成支援推進大綱、 <u>子どもの貧困</u> に関する大綱が一元化されており、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体でこども施策を推進していくこととなっています。	国は、令和5年12月に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱は、少子化社会対策大綱、 <u>子供</u> ・若者育成支援推進大綱、 <u>子供の貧困対策</u> に関する大綱が一元化されており、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体でこども施策を推進していくこととなっています。	8	第1部 5 子ども・子育てをめぐる動き 3. こども大綱の閣議決定
令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての <u>こども</u> ・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、 <u>こども</u> ・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、 <u>こども</u> ・子育て世帯への支援に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。	令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての <u>子ども</u> ・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、 <u>子ども</u> ・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、 <u>子ども</u> ・子育て世帯への支援に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。	8	第1部 5 子ども・子育てをめぐる動き 5. 子ども・子育て支援法等の一部改正

当初案(旧)			修正案(新)			ページ	項目
表 近年の こども ・子育てをめぐる動き			表 近年の 子ども ・子育てをめぐる動き			9	第1部 5 子ども・子育てをめぐる動き 表 近年の子ども・子育てをめぐる動き
法律・制度等 (略)			法律・制度等 (略)				
令和元年 (2019年)	子供の 貧困 に関する大綱（第2次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援	令和元年 (2019年)	子供の 貧困対策 に関する大綱（第2次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援		
(略)			(略)				
令和5年 (2023年)	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設	令和5年 (2023年)	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設	17	第2部 1 子ども・子育てを取り巻く環境 (3) 将来人口の見通し
	こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対する こども ・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保		こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対する 子ども ・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保		
	こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の 貧困 に関する大綱の3大綱を一元化		こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の 貧困対策 に関する大綱の3大綱を一元化		
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す		こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す		
② 児童数の人口推計 児童数を過去数年の減少率を用いて推計すると、就学前児童(0～5 才)は令和11年では2,043人となり、令和6年から約20%の減少が予測されます。			② 児童数の人口推計 児童数を過去数年の減少率を用いて推計すると、就学前児童(0～5 歳)は令和11年では2,043人となり、令和6年から約20%の減少が予測されます。			33	第2部 2 第二期子ども・子育て支援事業計画の評価 (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価
8. 一時預かり事業 (略) 一般型 第二期における取組状況 令和3年度まで市内3か所の保育所及び認定こども園で実施していましたが、令和4年4月から保育士不足により 施設が1か所休止となり 延べ利用人数が 減少しましたが 、緊急・一時的な保育を必要とする保護者のニーズに対応し、提供体制は確保することができました。 こども を安心して育てることができる体制を整備するため、市内にある老朽化した私立の教育・保育施設の施設整備について、整備を計画する施設には、相談や協議を行いながら、国の交付金を活用し、その範囲内において支援します。			8. 一時預かり事業 (略) 一般型 第二期における取組状況 令和3年度まで市内3か所の保育所及び認定こども園で実施していましたが、令和4年4月から保育士不足により 1か所休止となったこと で延べ利用人数は 減少したものの 、緊急・一時的な保育を必要とする保護者のニーズに対応し、提供体制は確保することができました。 子ども を安心して育てることができる体制を整備するため、市内にある老朽化した私立の教育・保育施設の施設整備について、整備を計画する施設には、相談や協議を行いながら、国の交付金を活用し、その範囲内において支援します。				
						47	第4部 2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制) (3) 私立の教育・保育施設の老朽化に対する支援

当初案(旧)							修正案(新)						ページ	項目																																		
実施内容・確保方策(提供体制)							実施内容・確保方策(提供体制)						54	第4部 3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策（提供体制） (4)産後ケア事業																																		
・市内の医療機関（1か所）において実施し、助産師による授乳の相談、沐浴などの育児指導や育児の相談、赤ちゃんの体重測定、母親の身体と心のケア、休息（デイケア型のみ）など、1回の出産につき、デイケア型、訪問型合わせて5回までの利用分を公費負担します							・市内の医療機関（1か所）において実施し、助産師による授乳の相談、沐浴などの育児指導や育児の相談、赤ちゃんの体重測定、母親の身体と心のケア、休息（デイケア型のみ）など、1回の出産につき、デイケア型、訪問型合わせて5回までの利用分を公費負担します。																																									
対象 ①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者 ②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者 ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦 ④その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）							対象 ①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者 ②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者 ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦 ④その他、事業の目的に鑑みて、本事業による支援が必要と認められる者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）						59	第4部 3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策（提供体制） (8)子育て世帯訪問支援事業																																		
事業目的 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。							事業目的 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。																																									
実施内容・確保方策(提供体制)							実施内容・確保方策(提供体制)						60	第4部 3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策（提供体制） (9)児童育成支援拠点事業																																		
・食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等を行います。 ・育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等を行います。 ・子育て等に関する不安や悩みの相談に乗ります。 ※保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除きます。 ・地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報を提供します。 ・支援対象者や児童の状況と養育環境を把握し、市町村へ報告します。							・食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等を行います。 ・育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等を行います。 ・子育て等に関する不安や悩みの相談に乗ります。 ※保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除きます。 ・地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報を提供します。 ・支援対象者や児童の状況と養育環境など、把握された内容は訪問支援員と市が共有し、さらなる支援に役立てます。																																									
<table><tr><td></td><td>7年度</td><td>8年度</td><td>9年度</td><td>10年度</td><td>11年度</td></tr><tr><td>需要量の見込み 延べ人数／年</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td></tr><tr><td>確保方策（提供体制） 延べ人数／年</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td></tr></table>								7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	需要量の見込み 延べ人数／年	48	48	48	48	48	確保方策（提供体制） 延べ人数／年	48	48	48	48	48	<table><tr><td></td><td>7年度</td><td>8年度</td><td>9年度</td><td>10年度</td><td>11年度</td></tr><tr><td>需要量の見込み 延べ人数／年</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td></tr><tr><td>確保方策（提供体制） 延べ人数／年</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td></tr></table>							7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	需要量の見込み 延べ人数／年	48	48	48	48	48	確保方策（提供体制） 延べ人数／年	48	48	48	48	48
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度																																											
需要量の見込み 延べ人数／年	48	48	48	48	48																																											
確保方策（提供体制） 延べ人数／年	48	48	48	48	48																																											
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度																																											
需要量の見込み 延べ人数／年	48	48	48	48	48																																											
確保方策（提供体制） 延べ人数／年	48	48	48	48	48																																											
対象 ①養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ②家庭以外の居場所に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ③その他、市町村が支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者							対象 ①養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ②家庭以外の居場所に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ③その他、支援を行うことが適切であると判断される主に学齢期以降の児童及びその保護者																																									
対象 ①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ③乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者							対象 ①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ③乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により当該支援が必要と認められる児童及びその保護者						61	第4部 3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策（提供体制） (10)親子関係形成支援事業																																		

当初案(旧)	修正案(新)	ページ	項目
令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。 この「こども大綱」を踏まえ、平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。 (中略) 本市においては、「こども大綱」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容を踏まえて、こどもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、また貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないことや多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、こどもが健やかで幸せに成長できる社会を実現できるような環境づくりに努めていくために、国が示す計画に沿って、次の事項に取り組みます。	令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。 この「こども大綱」を踏まえ、平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。 (中略) 本市においては、「こども大綱」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容を踏まえて、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、また貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないことや多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、子どもが健やかで幸せに成長できる社会を実現できるような環境づくりに努めていくために、国が示す計画に沿って、次の事項に取り組みます。	78	第4部 11 子どもを地域で 守る取組について ① 子どもの貧困対策
北海道では、子どもが安心して利用できる場や、地域全体で子どもを育てる場、交流の場となる子どもの居場所づくりを進めています。本市においても、子どもたちが地域とつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、地域住民のほか、学習支援や食事の提供を行う地域の団体との連携した支援に取り組みます。 また、児童館等を活用した居場所づくりにも取り組み、児童館等の児童福祉施設の整備とともに関係機関との連携を図ります	北海道では、子どもが安心して利用できる場や、地域全体で子どもを育てる場、交流の場となる子どもの居場所づくりを進めています。本市においても、子どもたちが地域とつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、地域住民のほか、学習支援や食事の提供を行う地域の団体との連携した支援に取り組みます。 また、児童館等を活用した居場所づくりにも取り組み、児童館等の児童福祉施設の整備とともに関係機関との連携を図ります。	79	第4部 11 子どもを地域で 守る取組について ① 子どもの居場所 づくり